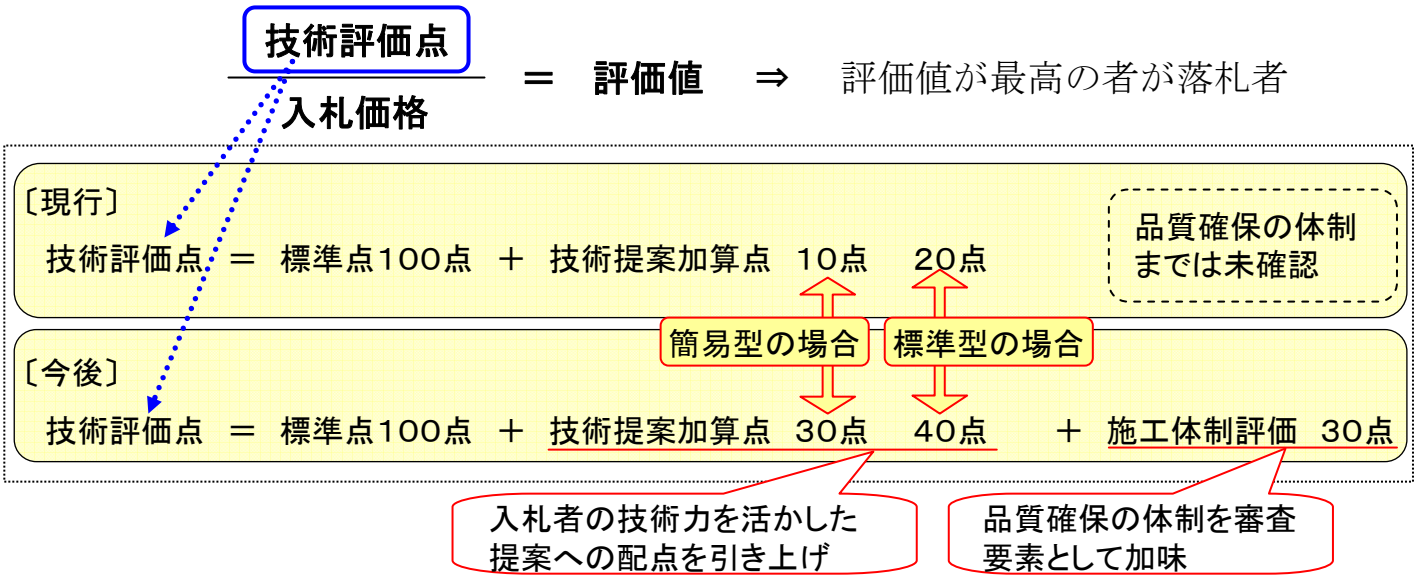
総合評価方式の拡充

別添－4

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式



「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度 （第29条の6第1項ただし書）

・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査

※ 予定価格の2／3～85%の範囲内で定める

・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

現行の運用状況

・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。

このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

⇒品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認